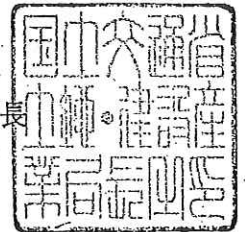


国土建第463号
国土建整第94号
平成28年3月8日

長崎県知事 殿

国土交通省土地・建設産業局長



地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまで中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところです。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を延長することとし、下記によることとしましたので、引き続き積極的に活用をお願い申し上げるとともに、本制度の趣旨を御理解の上、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められますようお願い申し上げます。また、貴管下関係機関、貴管内市町村、業界団体、事業協同組合等に対しましても、この旨周知方お願い申し上げます。なお、国土交通省直轄工事においても、本制度を延長することとしましたので、念のため申し添えます。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところではありますが、本措置についても延長することとし、別添のとおり、一般財団法人建設業振興基金に通知したところでもありますので、併せて申し添えます。

記

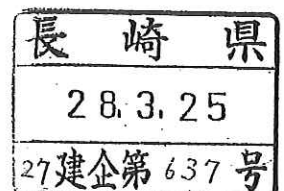
「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）の一部を次のように改正する。

記6中「中小・中堅建設企業」を「中小・中堅元請建設業者」に改める。

附則中「平成28年」を「平成33年」に改める。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から適用する。



別添

国土建第463号

国土建整第94号

平成28年3月8日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

地域建設業経営強化融資制度の延長について

貴基金におかれては、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）の適正な運用に努めていただいているところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を延長することとした。このことに伴い、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）における社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加する措置についても延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきを期するとともに、債権譲渡先及び対象工事を発注する民間事業者に対し、新事業を含めた本制度の活用のため周知徹底を引き続き図られたい。

なお、本制度の延長については、別添のとおり、関係者あてに通知したところであるので、念のため申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）の一部を次のように改正する。

記1. 中「転貸融資資金」の下に「（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権）を加える。

附則中「平成28年」を「平成33年」に改める。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から適用する。